

清水港港湾計画書（案）

－ 軽易な変更 －

平成27年3月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成16年 5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 7月 交通政策審議会第11回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 3月 第31回静岡県地方港湾審議会
- ・平成23年12月 第35回静岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会

の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 水域施設計画	2
3 小型船だまり計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4

変更理由

1. 立地企業の要請に対応するため、塚間地区において専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。
2. 利用漁業者からの要請等に対応するため、新興津・興津地区において小型船だまり計画を変更する。

港湾の施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 塚間地区

利用船舶の大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [既設の変更計画]

水深 6.5 m 岸壁 1 バース 延長 204 m (既設)
[既設の変更計画]

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 100 m (既設)
[既設の変更計画]

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 93 m (既設)
[既設の変更計画]

既設

水深 6.5 m 岸壁 2 バース 延長 321 m

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 193 m

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 83 m

2 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

2-1 泊地

塚間地区

水深 7.5 m 面積 1 h a [新規計画]

3 小型船だまり計画

3-1 新興津・興津地区

漁船の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

新興津小型船だまり

防波堤 延長 3 5 0 m (うち 3 0 0 m 工事中) [既定計画]

防波堤 (波除) 延長 5 0 m [既定計画]

物揚場 水深 3 m 延長 8 2 0 m (うち 1 4 5 m 工事中)

[既定計画の変更計画]

船揚場 延長 4 5 m [新規計画]

埠頭用地 4 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

防波堤 延長 3 5 0 m (うち 3 0 0 m 工事中)

防波堤 (波除) 延長 5 0 m

物揚場 水深 3 m 延長 8 6 5 m (うち 1 4 5 m 工事中)

埠頭用地 4 h a

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計
新興津・興津	(27) 27	(17) 17	(2) 2	(2) 2	(17) 17	(66) 66

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計
新興津・興津	(56) 56	(42) 42	(2) 2	(8) 8	(19) 19	(126) 126

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

清水港港湾計画図(塚間地区)

